

EBPMの推進に向けた人口減少対策に関する調査・分析業務委託 仕様書

1 適用範囲

本仕様書は、相模原市（以下「発注者」という。）が実施する「EBPMの推進に向けた人口減少対策に関する調査・分析業務委託」（以下「本業務」という。）に適用する。

2 目的

本業務は、本格的な人口減少・少子高齢化社会を迎える中において、本市が若者・子育て世代を中心とした転入促進、転出抑制、出生数増加等に資する効果的な政策立案を行うため、EBPM（Evidence-Based Policy Making）の考え方を踏まえたリサーチ、分析及び政策仮説構築を行うことを目的とする。

業務に当たっては、令和7年6月に閣議決定された「地方創生2.0基本構想」の考え方を踏まえるとともに、人口統計・人口動態データのみならず、行動変容に影響する多様な分野の統計データや、若者・子育て世代のニーズの把握に基づく多角的な調査分析を行い、施策間の連動性や因果関係を可視化することで、本市における人口減少の構造的要因の特定、政策仮説構築及び実施による効果の推定を行う。

3 履行期間

契約締結日から令和9（2027）年1月29日（金）まで

4 業務内容

受託事業者（以下「受注者」という。）は、次の業務及びプロポーザルにおいて技術提案した業務を行う。

（1）人口動態に関するアンケート調査

若者や子育て世代の転入・転出の動機や、結婚・出産・子育て・住まい等に関する考え方など、統計データでは把握できない市民の行動変化等について、インターネットを活用したアンケート調査を行うとともに、調査結果の集計・分析を行う。

調査対象	20代～40代の市内在住の男女、東京圏（東京都・神奈川県・千葉県・埼玉県）の市外在住の男女 計6,000人程度
調査方法	郵送により協力依頼状を送付し、インターネット回答により回収
設問数	40問程度（属性質問を含む）+自由意見

※調査対象の抽出については発注者が行い、受注者にデータを提供する。

（2）関連分野の統計との統合分析

「未来へつなぐさがみはらプラン～相模原市総合計画」（令和2年3月）の重点テーマである、①少子化対策、②雇用促進対策、③中山間地域対策に資する施策立案の検討に当たり、ターゲットの明確化や施策の根拠となる効果的なデータを組み合わせた分析を行う。

なお、組み合わせの基となる人口統計データ・人口動態データに関しては、本業務に先立ち、令和7年度中に整理・分析したものを提供することを想定しているが、令和7年国勢調査の結果が出た場合は、結果に関する分析も行うとともに、その他の組み合わせデータや分析手法については、協議の上決定する。

(3) ベンチマーク・先進事例等分析

本市と類似する環境の中において、成長を維持する自治体及び人口減少を続ける自治体の特徴や取組、本市との共通点や違い等を評価・分析し、本市の強み・課題等を整理する。

(4) 課題整理と施策仮説の構築

(1)～(3)のリサーチ及び分析結果を基に、本市が取り組むべき課題、ターゲット及び取組の方向性を重点テーマごとにロジックモデルにより体系化・明確化する。

また、重点テーマにつき1件程度、モデルとなる施策仮説を提示し、効果予測(施策介入による定量効果の比較)を行う。

(5) 生成AI、BIツール、GIS等の活用可能性の検討

データ利活用の推進に向け、本業務の一部において、国において活用を推奨している分析・評価ツールのほか、AIを活用したブロードリスニング、BIツール及びGISを活用した見える化など、今後の導入や職員の活用を見据えた効果的かつ持続可能な分析手法の活用についても、発注者・受注者で協議の上、検討を行う。

(6) 打合せ

業務内容について、打合せ(オンライン可)を5回程度行い、議事録を作成する。

5 成果品

(1) 中間報告書(データ形式で令和8年9月末までに納品)

「4 業務内容」のうち、(1)～(3)の調査・分析結果をまとめたもの。

(2) 最終報告書(紙ベース5部、データ形式で納品)

「4 業務内容」に定める最終調査・分析結果をまとめたもの。

(3) データファイル一式(データ形式で納品)

分析や成果物の作成に用いた集計データ、加工データ(Excel, csv, shp等)

6 受注者の責務

- 受注者は、本業務を適正かつ円滑に実施するため、本業務の趣旨や目的等を十分に理解し、業務を実施すること。
- 本業務により知り得た一切の情報を第三者に提供若しくは漏らし、又は本業務以外の目的に使用しないこと。
- 個人情報を取り扱う場合は、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)及び関係法令等を遵守すること。

- (4) 委託業務の全部又は主要な部分を一括して第三者に委託してはならない（あらかじめ発注者の承認を受けた場合を除く）。
- (5) 「相模原市環境方針」の趣旨を理解し、業務を行うこと。

7 その他

本仕様書に定めのない事項について疑義が生じた場合は、速やかに発注者と協議すること。

以 上